

仕様書番号	4030
作成年月日	令和4年 8月3日
作成者	防衛技官 川島 英郁

(4) 油分離機曹清掃役務

件名	(4) 油分離機曹清掃役務		
図面	表紙	縮尺	=
	高田駐屯地業務隊管理科	図面番号	1/5

共通仕様書

1 総則

本役務の仕様は、共通仕様書、特記仕様書、設計図に記載してある事項、監督官の指示事項及び国土交通省大臣官房庁営繕部監修の建築保全業務共通仕様書最新版並びに関係規則を順守するものとする。

2 軽微な変更

現場の収まり、取り合せ等のための軽微な変更は、監督官と協議の上、その指示に従うものとする。

3 使用材料

- (1) 仮設用材料以外の使用材料は全て新品とし、監督官の検査を受け、合格した物を使用する。ただし、検査に合格した材料であっても、使用時に監督官が変質又は不良品と認めたものは使用してはならない。
- (2) 使用材料は、日本工業規格及び日本農林規格等を基準とし、これらの企画の制定にないものについては、監督官の指示を受けるものとする。

4 水道電気料等の使用

本役務に関わる水道電気料等は、請負者において負担する。但し、本役務で使用する水道電気料等は特記によるものとする。

5 諸法規等の順守

請負者は労働安全衛生法、職業安定法、失業保険法、労働者災害保険法及び各関係付属法規並びに工事に關する諸法規、自衛隊の規定を順守し、役務の円滑なる進捗を図るものとする。

6 発生材等の処置

本役務により発生した金属類は発生材調書により官側へ引継ぐものとし、監督官の指示する場所に集積する。それ以外の発生材については、特記によるものとする。

7 完了検査

本役務が完了したならば、監督官に申し出て検査官の完了検査を受けるものとし、その結果、不合格の箇所があった場合、請負者の負担において手直しを行い、再検査を受けるものとする。

8 現場管理

- (1) 現場での作業員の監督・風紀衛生の取り締まり、火災及び盗難並びにその他事故防止について、請負者は責任を持って十分な注意を払うものとする。
- (2) 現場においては、常に諸材料その他の整理及び清掃を行うものとする。
- (3) 作業箇所及びその周辺にある地上、地下の既設工作物に対しては、作業に伴う損傷を及ぼさないよう十分な防護工作を施すものとする。万一、損傷を与えた場合には、請負者の負担において補修又は原形に復する他、それに伴う損害を補償するものとする。

9 安全管理

- (1) 請負者は、常に作業の安全に留意し、安全管理に万全を期するものとする。
- (2) 作業員は、作業中において安全帽を着用し、高所作業の場合にあつては、命綱をとる等、適宜な措置を講じなければならない。

10 火気の使用

現場で火気を使用する場合（溶接作業を含む）は、必要な手続きを行い、許可された後に使用するものとする。

11 工程表及び役務計画

請負者は、作業前に工程表を監督官へ提出し、作業順序及び役務計画について承認を得るものとする。

12 提出書類

請負者は、提出書類・申請等について官側が示す規格・様式により作成し、速やかに監督官へ提出するものとする。

13 写真撮影

請負者は、作業前、作業中、作業後及び作業後に隠蔽となる箇所並びに材料検査等の状況を撮影し、写真帳に整理の上、監督官へ提出するものとする。

件名	(4) 油分調整器清掃役務		
図面	共通仕様書	縮尺	—
	高田駐屯地業務隊管理科	図面番号	2 / 5

特記仕様書

1 役務件名

(4) 油分離槽清掃役務

2 役務場所

新潟県上越市南城町3丁目7番1号 陸上自衛隊高田駐屯地

新潟県妙高市大字関山字武蔵野6751 陸上自衛隊関山演習場 松ヶ峯地区及び大沼原地区

3 役務概要

油分離槽清掃及び汚泥収集運搬処分 一式

4 役務仕様

(1) 本役務で清掃する油分離槽の仕様及び汚泥処分予定量は、以下のとおりとする。

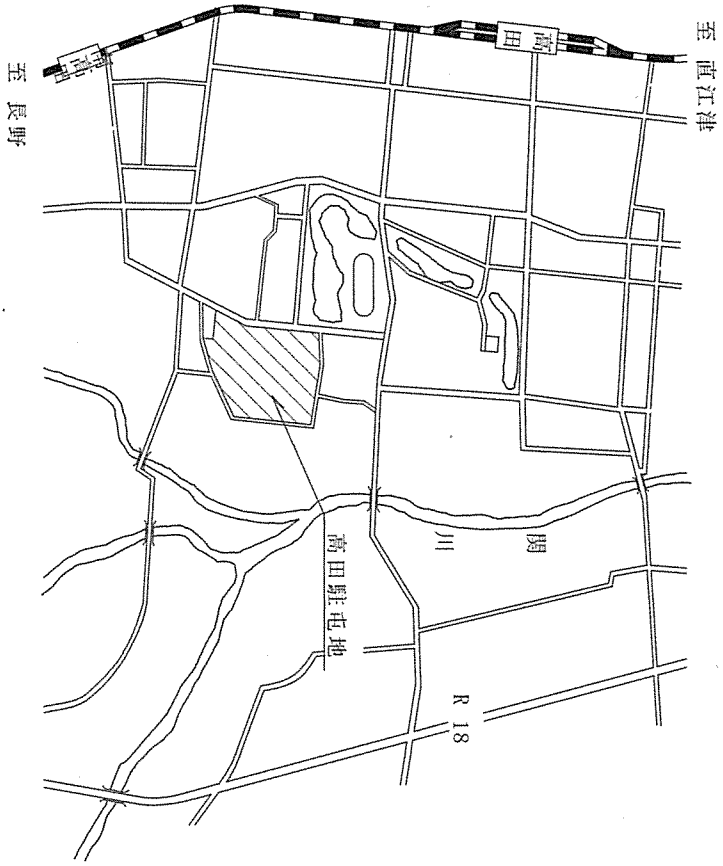
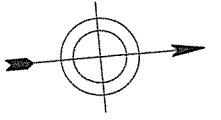
No	場 所	設置位置	縦×横×深さ(m)	槽容量(m ³)	備 考
①	高田駐屯地	燃料タンク脇	1.2*0.6*0.6	0.43	
②		倉庫裏	1.0*0.6*0.65	0.39	
③		整備工場脇①	1.0*0.6*0.6	0.36	
④		整備工場脇②	1.0*0.6*0.6	0.36	
⑤		整備工場脇③	1.0*0.6*0.7	0.42	
⑥		第1洗車場脇	1.0*0.7*0.6	0.63	
⑦		第2洗車場脇	0.7*0.7*0.9*4槽	1.76	
⑧		燃料スタンド①	1.2*0.6*0.6	0.43	
⑨		燃料スタンド②	1.2*0.6*0.6	0.43	
⑩		燃料スタンド③	1.2*0.5*0.3	0.18	
⑪		燃料置き場	1.6*0.75*0.85	1.02	
⑫		排水路①	2.1*1.4*0.9	2.65	
⑬		排水路②	1.5*0.7*0.7	0.45	
⑭	関山演習場	松ヶ峯地区駐車場①	1.2*0.7*0.7	0.59	
⑮		松ヶ峯地区駐車場②	0.75*0.45*0.7	0.24	
⑯		大沼原地区駐車場①	1.2*0.7*0.7	0.59	
⑰		大沼原地区駐車場②	1.2*0.7*0.7	0.59	
⑱		大沼原地区洗車場	1.2*0.7*1.0	0.84	
合 計				12.36	
			予定汚泥処分量	約7m ³	

(2) 油分離槽清掃の日程については、監督官と協議の上、決定する。

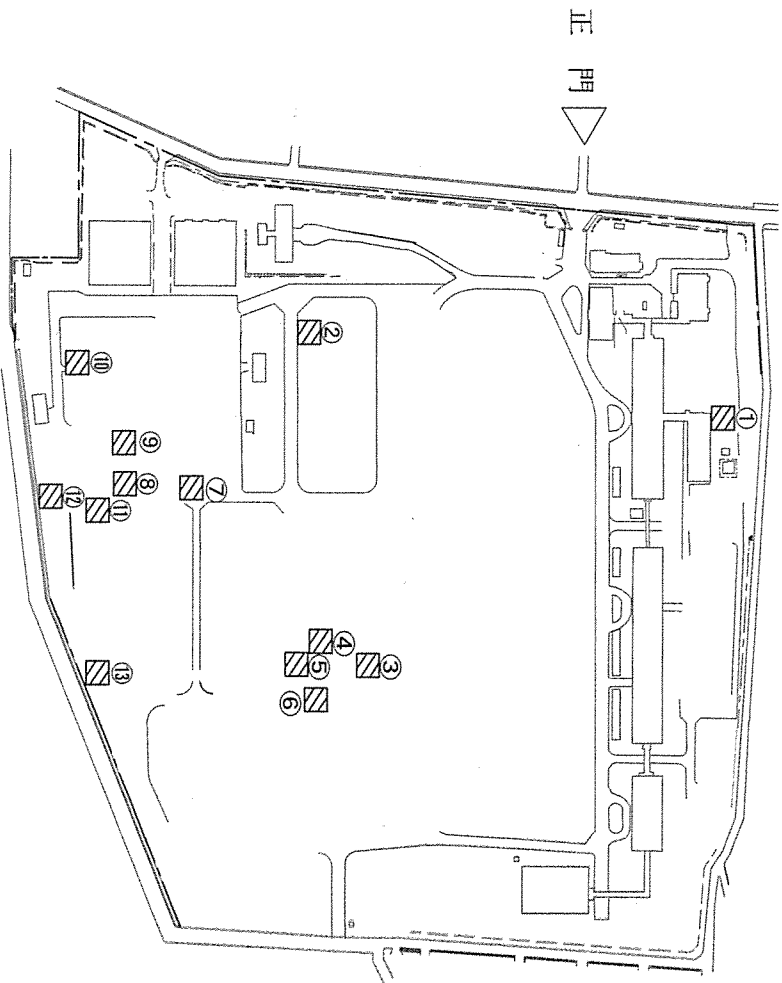
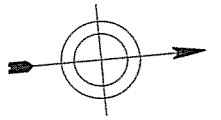
(3) 請負者は油分離槽内の上部油分及び沈殿汚泥を引き抜き後、高圧洗浄機等により配管・壁面・仕切り板を清掃するものとする。なお、油分離槽内の中間水は、一時保管し清掃後に槽内へ戻すものとする。

(4) 請負者は、処分する汚泥について「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び関係法令に従い、適切に処分すると共に、処理後、その産業廃棄物管理票を契約期限内に監督官へ提出する。なお、産業廃棄物管理票及びその他事務に係る費用は請負者の負担とする。

件 名	(4) 油分離槽清掃役務		
図 面	特記仕様書	縮 尺	=
	高田駐屯地業務隊管理科	図面番号	3/5



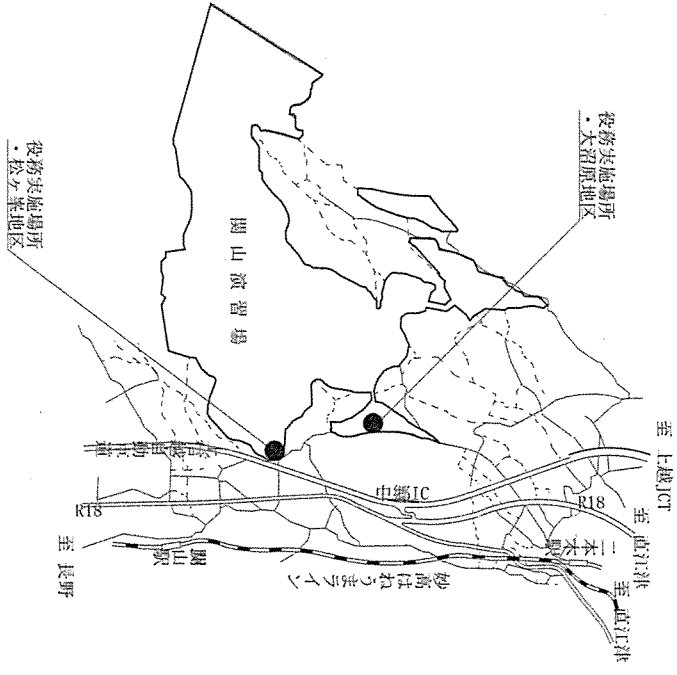
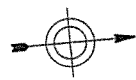
高田駐屯地 案内図 S=1/X



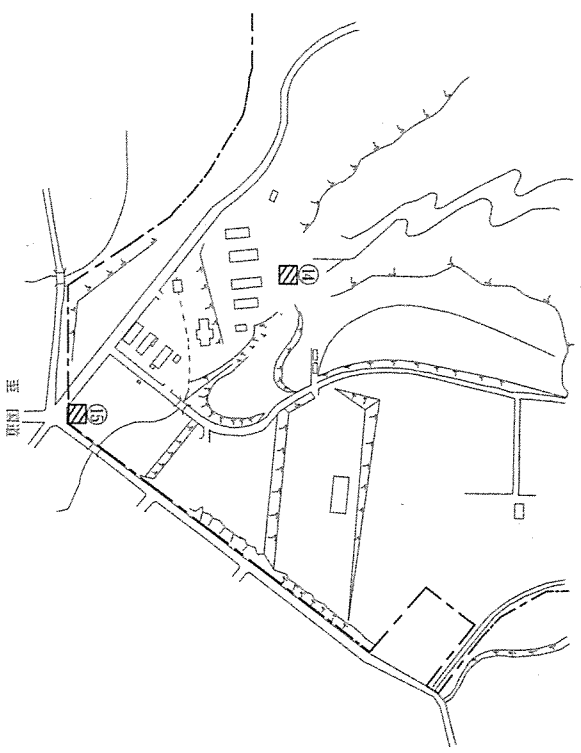
高田駐屯地 配置図 S=1/X

件名		縮尺	
案内図、配置図		1:X	
高田駐屯地業務隊管理科		4/5	

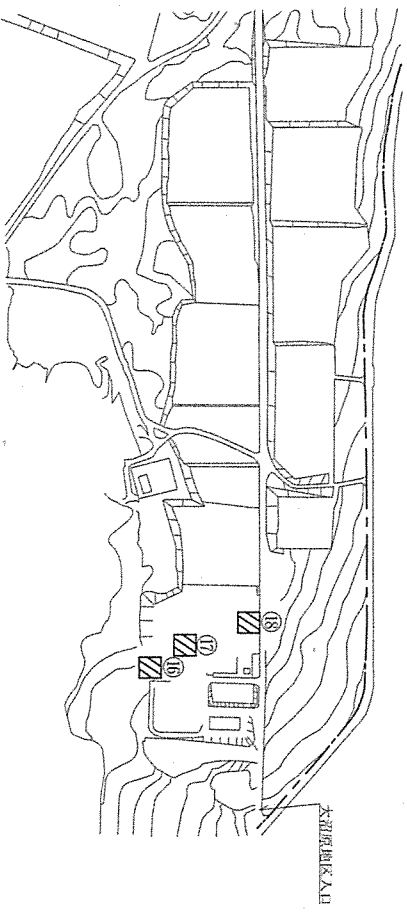
(4) 油分細菌検査報告書



岡山演習場 案内図 S=1/X



松ヶ峯地区 配置図 S=1/X



大沼原地区 配置図 S=1/X

件名	縮尺
(4) 油ヶ淵暫留所役務	1 : X
案内図、配置図	
高田駐屯地業務隊管理科	5 / 5